

**専ら外国人の子供の教育を目的としている施設
(いわゆる「外国人学校」) の
保健衛生環境に係る有識者会議**

最終とりまとめ

令和3年12月

目次

1. はじめに	p. 2
2. 現状	p. 3
(1) 外国人学校の状況	p. 3
(2) 外国人学校の支援のための取組	p. 4
(3) 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組	p. 4
(4) 外国人学校の保健衛生環境に関する実態調査（アンケート調査）	p. 5
(5) 外国人学校の保健衛生環境に関する追加調査（インタビュー調査）	p. 11
3. 課題	p. 18
(1) 外国人学校及び外国人学校に通う子供の把握に関する課題	p. 18
(2) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際に生じる課題	p. 19
① 外国人学校の状況・体制	p. 19
② 外国人学校の保健衛生に関するガイドライン等の考え方	p. 19
③ 適切な情報の入手・活用	p. 20
④ 新型コロナウイルス感染症対策等の課題	p. 21
(3) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際の支援体制に関する課題	p. 22
① 地方自治体と外国人学校との関係	p. 22
② 外国人学校に対する広域的支援の観点	p. 23
③ その他	p. 24
4. 今後の方針性	p. 25
(1) 速やかに対応すべき項目	p. 25
① 適切な情報発信	p. 25
② きめ細やかで効果的な支援	p. 26
③ 外国人学校の現状を踏まえた取組の促進	p. 26
④ 新型コロナウイルス感染症対策等の課題への対応	p. 27
(2) 中長期的に取り組むべき項目	p. 27
① 外国人学校の保健衛生対策に係る方向性の提示	p. 27
② 外国人学校における保健衛生に係る対応力の向上	p. 28
別紙 1 外国人学校の現地視察結果の概要	p. 29
別紙 2 追加調査における調査項目について	p. 30
参考資料 1 専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議の開催について	p. 31
参考資料 2 開催実績	p. 33

1. はじめに

教育現場において、新型コロナウイルス感染症への対応が必要とされている中、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）においても感染症対策が求められている。

また、このような状況の下、我が国に在留する全ての子供の健康を確保するとともに、外国人との共生社会を実現し、国民の安全を守る観点から、外国人学校においても保健衛生の確保が必要である。

このため、政府においても、令和3年6月に決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、外国人学校における保健衛生について有識者会議における検討を踏まえ、必要な措置を講じていく旨が記載されたところである¹。

また、平成27年の国連サミットにおいて合意したSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の目標3（保健）は「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。」とされるなど、国際的にも国籍や出身国の違いを超えて全ての人々の保健衛生の確保が求められている。

これら国内外の動向を踏まえ、令和3年6月から「専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、外国人学校の運営者、地方自治体、NPO等の関係者、保健衛生の専門家等の知見を活用しながら、これまでの新型コロナウイルス感染症対策を含め、外国人学校の保健衛生に係る諸課題への対応を検討した。

有識者会議では、これまでの議論を踏まえ、外国人学校の保健衛生に関する現状・課題、今後の方向性について、最終とりまとめを行った。最終とりまとめに盛り込まれた内容については、外国人学校をはじめ、政府や地方自治体、支援団体等において、広く活用されることを期待する。

¹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、「専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）における新型コロナウイルス感染症対策として、ホームページやメールマガジン等を用いて、やさしい日本語・多言語での情報提供を引き続き実施するほか、外国人学校に通う子どもたちの健康管理の実態や、その保健衛生の確保に係る政府や自治体の適切な関わり方等を考慮しながら、外国人学校における保健衛生について有識者会議における検討を踏まえ、令和3年度中に必要な措置を講じていく。」とされている。

2. 現状

(1) 外国人学校の状況

- 外国人学校は、専ら外国人の子供の教育を目的とした施設であり、学校教育法第1条に定める学校（以下「1条校」という。）や学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の設置認可を受けているもの、認可を受けていない施設（以下「認可外施設」という。）が存在する。
- 文部科学省が実施した私立学校調査によると、各種学校認可を受けた外国人学校は126校存在し、在籍する児童生徒は25,960名であり（令和3年5月時点）、外国人の子供が学んでいく上で、一定の役割を果たしていると考えられる。（準）学校法人立のものが多いが、株式会社や公益財団法人、一般財団法人等が設立していることもある。
- 認可外施設の全体像は不明だが、文部科学省が実施した同調査において都道府県から報告があった33施設（令和3年5月時点）、国際的な評価機関の認定を受けている44施設（令和3年11月時点、都道府県から報告がなかったもの）、ブラジル政府からの認可校として6施設（都道府県から報告がなかったもの）、その他外国人学校向けメールマガジンに登録のあった6施設の存在が把握されている。
- なお、文部科学省が令和2年3月にまとめた「外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）」によると、学齢相当（小学生相当＋中学生相当）の外国人の子供の住民基本台帳上的人数は、12万3,830人であり、就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあると考えられる外国人の子供の数は、19,471人²である。

＜参考＞外国人学校の構成

1条校 8	各種学校、126	認可外施設、89以上
----------	----------	------------

² 本調査において、外国人学校等（認可外施設を含む）に就学していることが確認できた子供の数は5,023人であるが、就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあると考えられる19,471人の中には外国人学校等に通う子供が含まれることが推測される。

(2) 外国人学校の支援のための取組

文部科学省では、外国人学校の支援のため、以下の取組を行っている。

① 法人税・所得税等の原則非課税

各種学校認可を受けた外国人学校を対象に（株式会社立等を除く）、法人税・所得税等を原則非課税としている。

② 指定寄附金・特定公益増進法人への寄附金に対する税制優遇

一定の要件を満たした各種学校認可を受けた外国人学校に対し、以下の措置を講じている。

- 法人からの寄附金についての損金算入枠の拡大
- 個人からの寄附金についての所得控除

③ 各種学校認可等の弾力的な取扱いの通知

平成27年6月、文部科学省は、「インターナショナルスクール等の外国人学校の各種学校設置認可等の促進について（依頼）」において、外国人学校の各種学校設置認可等に当たり、校地・校舎の借用や運用資産に関する弾力的な要件を認める等の取組を、地域の実情に応じて積極的に検討するよう各都道府県に通知した。

(3) 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組

令和2年2月以降、文部科学省では、外国人学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の取組を行ってきた。

①各種学校認可を受けた外国人学校に対し、1条校と同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る通知を発出（都道府県各種学校担当部局等宛て）（令和2年2月以降）

②各種学校認可を受けた外国人学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品の購入を支援（令和2年11月）

③外国人学校向けに新型コロナウイルス感染症対策の情報提供をやさしい日本語で行うホームページを開設（令和2年11月）

④認可外施設を含む外国人学校に情報提供を行うメールマガジンを日英両言語で配信（令和2年11月以降）

⑤「衛生管理マニュアル」の多言語翻訳版を作成・ホームページへ掲載し、認可外施設を含む外国人学校向けに配信（令和2年12月以降）

⑥認可外施設を含む外国人学校に対して、新型コロナウイルスワクチンの職域接種の申込みが開始した旨を周知（令和3年6月）

⑦認可外施設を含む外国人学校（幼・小・中学校相当課程を除く）に対し、抗原簡易キットを配布（令和3年7月）

⑧各種学校認可を受けた外国人学校（幼・小・中学校相当課程）に対し、抗原簡易キットを配布（令和3年9月）

⑨各種学校認可を受けた外国人学校に対し、抗原簡易キットを追加で配布（令和3年9月）

（4）外国人学校の保健衛生環境に関する実態調査（アンケート調査）

- 各種学校認可を受けた外国人学校、及び、認可外施設の外国人学校における保健衛生の確保については、1条校向けの規制は適用されておらず、一般の事業所と同様の取扱いとなっている。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、外国人学校の子供や教職員においても感染者やクラスターの発生がみられた。
- こうした状況を踏まえ、外国人学校の保健衛生に係る検討を行うために必要な基礎情報を把握するため、外国人学校の保健衛生環境に係る調査を実施した。
- 調査期間・調査対象や主な調査項目等は、以下のとおり。

- **調査期間**：令和3年4月23日～5月24日
- **使用言語**：日本語、英語、ポルトガル語
- **調査対象**：以下のいずれかに該当する外国人学校（161校）
 - ① 都道府県から各種学校認可を受けた外国人学校
 - ② 各種学校でないが都道府県が把握している外国人学校
 - ③ 日本インターナショナルスクール協議会の加盟校
 - ④ 在京ブラジル大使館から認可を受けているブラジル学校
- **調査方法**：上記①と②については、都道府県各種学校担当部局を通じて調査票を配布、回収。上記③と④に該当する外国人学校のうち①と②に該当しないものについては、文部科学省が直接調査票を配布、回収。
- **回答数（回答率）**：80施設（50%）
 - うち各種学校認可校：72校（58%）
 - うち認可外施設：8校（22%）
- **主な調査項目**：
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る対策
 - 全国一斉休校となった令和2年3月2日以降、同年6月頃までの対応状況
 - 調査時点（令和3年4月23日時点）の学校運営の状況
 - 新型コロナウイルス感染症対策に向けた国や地方自治体からの報提供等の利用状況
 - ② 一般的な保健衛生等に係る対策
 - 保健室の有無
 - 養護教諭の配置
 - 学校医の配置
 - 児童生徒への健康診断の実施の有無
 - 学校の衛生管理の基準の有無
 - 教職員への健康診断の実施の有無
 - 学校としての傷害保険等の民間保険への加入の有無
 - その他、学校で行っている児童生徒・教職員への保健衛生に係る対策

○ 主な調査結果は以下のとおり（回答を得られた全 80 施設の情報を整理）。

① 新型コロナウイルス感染症に係る対策について

（ア） 令和 2 年 3 月の一斉臨時休業要請時の対応

68 施設が臨時休業を実施、12 施設が臨時休業を実施していなかった。

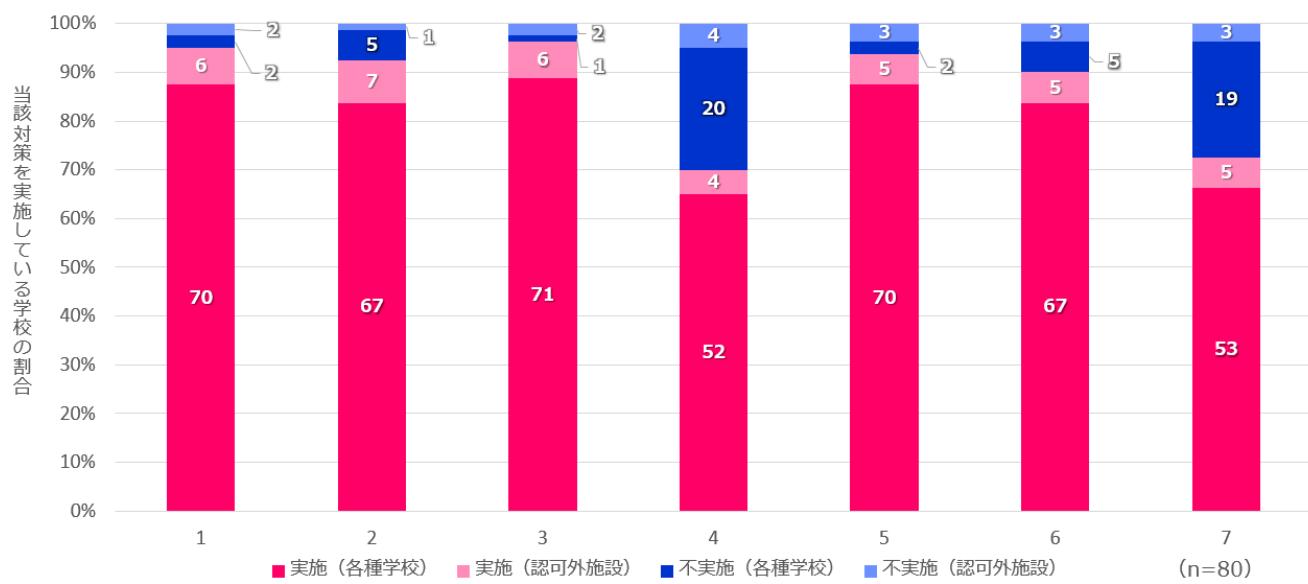
（イ） 各外国人学校で実施している新型コロナウイルス感染症対策

健康状態の適切な把握や教室等の常時換気、飲食の場面における飛沫拡散防止の取組等は、9 割以上の施設が対策を講じていた。

一方で、体育やグループワークといった児童生徒が近距離となる学校活動に関しては、対策を講じている施設は約 7 割と、相対的に割合が低かった。

また、一部の項目に関しては、各種学校と認可外施設における対策の実施割合の差異が見られた。

○ 各外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の実施の状況



1. 登校・出勤前の検温等、健康状態の適切な把握
2. 教職員が体調不良時には休みを取ったり病院を受診したりしやすい環境整備
3. 教室等における常時換気
4. 理科における実験・観察、音楽における合唱・管楽器演奏、美術における共同制作や鑑賞、家庭科における調理実習、体育における運動、その他全ての教科におけるグループワーク等、児童生徒が近距離になる活動の一時停止
5. 学校内の全ての飲食の場面における飛沫拡散の防止（会話の自粛、席配置等）
6. 課外活動について、地域の感染状況を踏まえたリスクの高い活動の一時制限
7. 生徒等の登下校時に利用するスクールバスを保有する場合、乗車人数の抑制や換気、乗車前の健康観察等の対策の実施

各外国人学校で実施している新型コロナウイルス感染症対策（自由記述・概要）

- ・ 従業員や生徒全員に常時マスク着用を義務付け
- ・ 保護者・学外者の校内立入制限
- ・ 来校者には全員、検温と手のアルコール消毒を実施
- ・ 新規の来校者には直近の行動に関する簡易なアンケートを依頼
- ・ 児童生徒が近距離になる活動に関しては、注意を払いつつ実施
- ・ 他クラスとの交流をなくすために、選択授業の中止
- ・ 学年をまたいだ生徒児童の接触防止（全校行事の中止を含む）
- ・ 部屋や設備・共用スペースの消毒
- ・ 手洗い場増設
- ・ スクールバスに自動車用空気清浄機を設置
- ・ 登校時とお昼休み時間の2回の検温
- ・ 毎日健康観察カード提出の義務化

（ウ）新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援の利用状況

国からの通知については、約6割の施設が認識しているが、補助金の利用は約4割、メールマガジンによる情報収集は約2割である。

一方で、国の支援を利用していないと回答した施設も1割程度存在しており、その大部分は「国の取組があったことを知らなかっただため」と回答している。

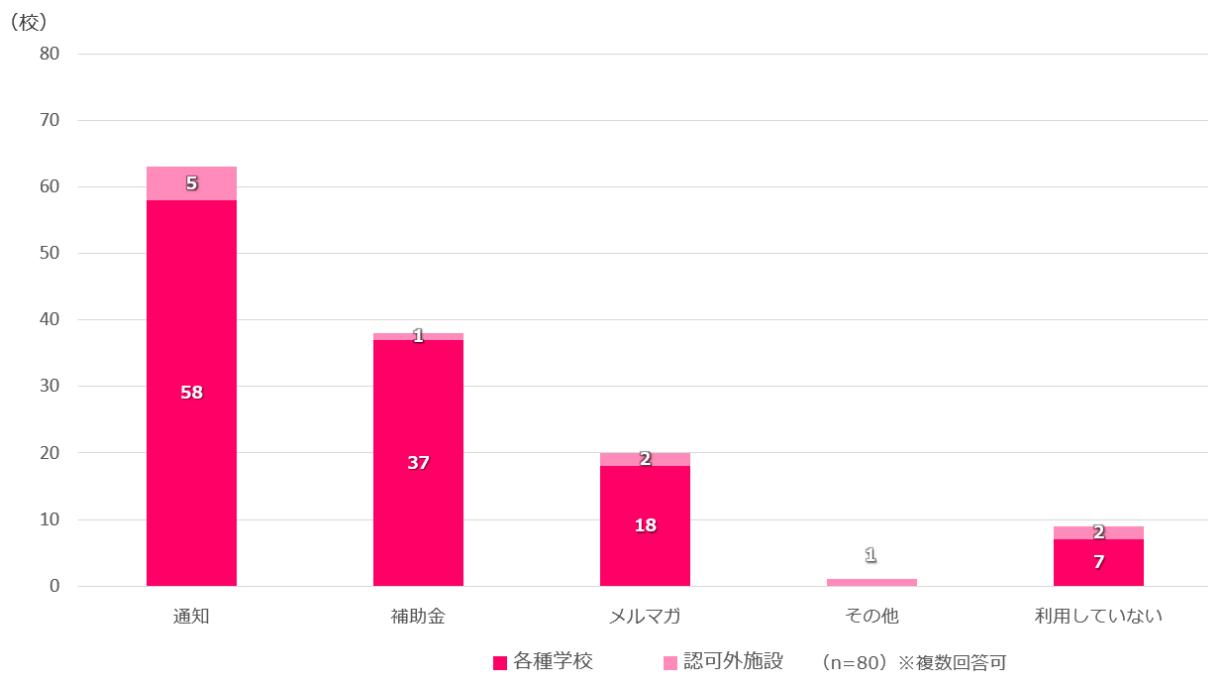
（エ）新型コロナウイルス感染症対策に係る地方自治体の支援の利用状況

地方自治体からの情報提供は、約8割が利用しており、また、物品・財政支援は約5割、指導助言は約4割の施設が得ている。

各種学校・認可外施設の差異なく、外国人学校は、相対的に国よりも地方自治体の支援を利用している場合が多いといえる。

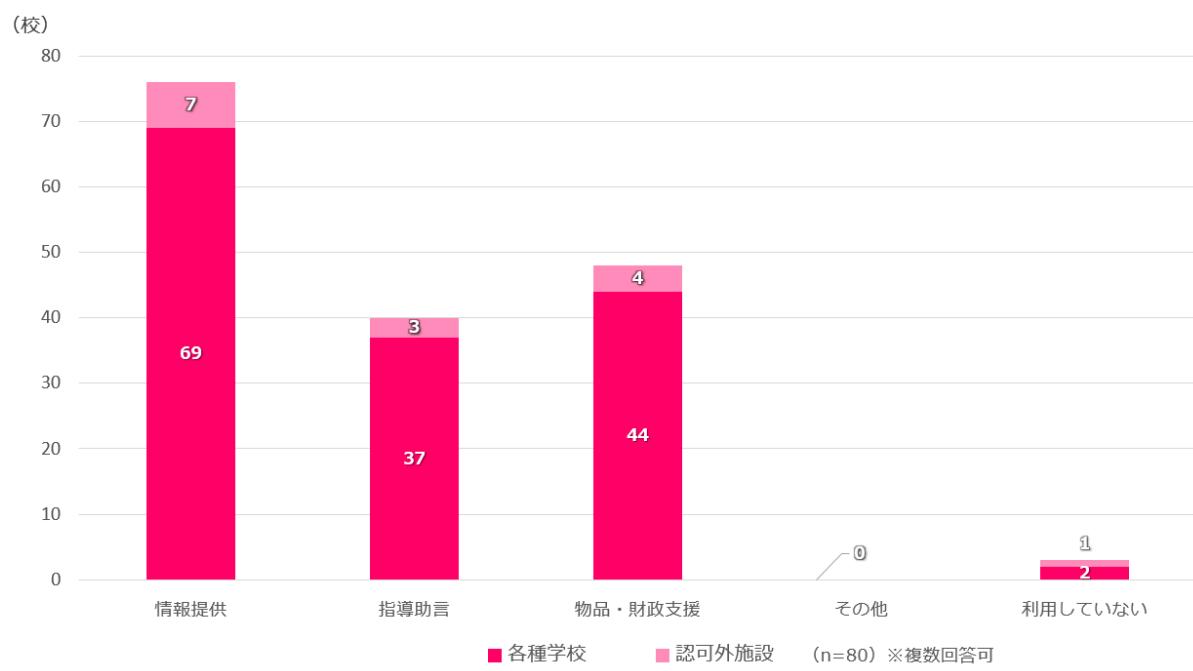
なお、地方自治体の支援を利用していないと回答した施設が3校あり、いずれも「地方自治体の取組があったことを知らなかっただため」と回答している。「支援を利用していない」「取組があったことを知らなかっただけ」と回答した施設数は、国への質問に対する回答数よりも地方自治体への質問に対する回答数の方が少なく、国よりも地方自治体の情報により身近に接している場合が多いといえる。

○新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援について「利用している」と回答した施設数



※「利用していない」を選択した9校のうち8校からは、「取組があったことを知らなかっただため」と回答があった(1校は無回答)

○新型コロナウイルス感染症対策に係る地方自治体の支援について「利用している」と回答した施設数



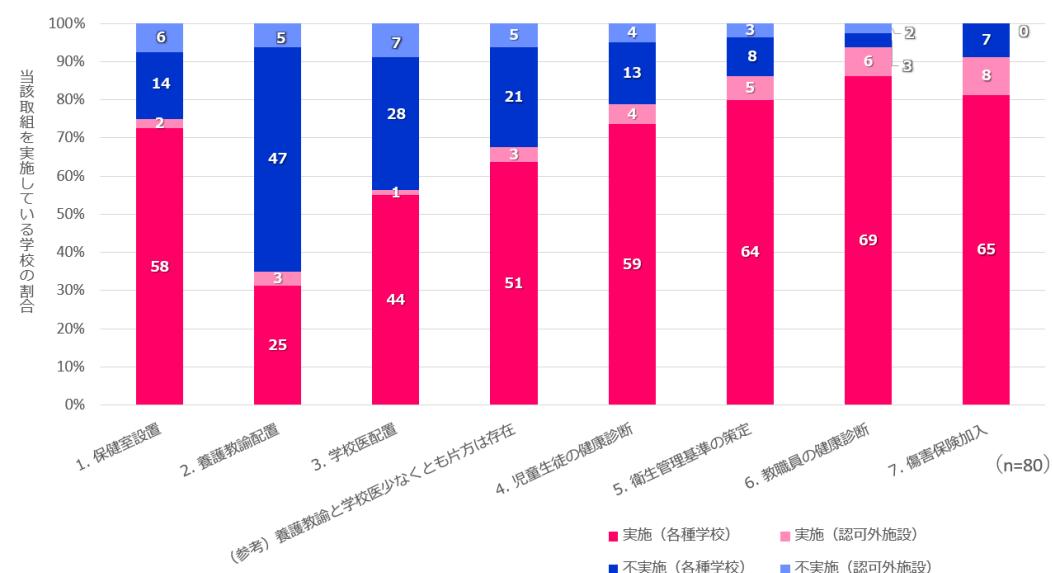
※「利用していない」を選択した3校のうち2校からは、「取組があったことを知らなかっただため」と回答があった(1校は無回答)

② 一般的な保健衛生等に係る対策について

教職員の健康診断や児童生徒等を対象とした施設による傷害保険加入、衛生管理基準の策定は、回答のあった施設の約9割で実施されている。児童生徒の健康診断の実施割合は約8割である。

保健室を設置していると回答した施設は約7割であり、また、養護教諭と学校医の少なくともどちらかを配置している割合は7割を下回っている。特に養護教諭を配置している施設は約3割にとどまっている。

○各外国人学校における保健衛生に係る取組の実施状況



各外国人学校で実施している保健衛生に係る取組（自由記述・概要）

- 手指消毒用の消毒液や消毒ジェル、石鹼の設置等による手指消毒や手洗いの徹底
- 机、ドア、玄関、通学バス等の消毒
- 保健衛生に係る授業や講習等の実施
- マスクやフェイスシールドの配布・着用
- 児童生徒、教職員、来訪者等への検温
- 保護者や学校外部の者の立ち入り制限
- 換気の徹底
- シールドの設置
- （教職員対象の）衛生委員会等による保健衛生に係る会議の実施
- 掲示物による保健衛生に係る意識啓発
- 昼食時原則会話の禁止
- 欠席・家庭待機に係るガイドラインの策定
- 毎日の体調確認
- 必要なとき以外の外出を控える
- 就学時健診の実施
- （新型コロナウイルスに係る）PCR・抗体検査の実施

(5) 外国人学校の保健衛生環境に関する追加調査（インタビュー調査）

- (4)のアンケート調査の回答率が5割程度に留まっていること、また、個々の外国人学校の状況を踏まえたより具体的な課題やニーズ、地域との連携等の実態の把握が必要であることを踏まえ、外国人学校及び地方自治体等を対象とした追加調査を実施した。
- アンケート調査において回答率の低かった外国人学校、外国人の多く集住している地域の外国人学校、地方自治体及び支援団体等に対してインタビュー調査を実施した。
- 調査期間・調査対象や調査項目等は、以下のとおり。

- 調査期間：令和3年10月8日～11月4日
- 調査方法：オンライン等によるインタビュー調査
(一部現地調査を実施(別紙1参照))

- 調査項目：別紙2参照

- 調査対象：

区分	名称	所在地	実施方法	
外国人学校	ジェンテ・ミウダ	群馬県	現地	
	日伯学園			
	HIRO学園	岐阜県		
	エスコーラ・パウロ・フレイレ瀬戸	愛知県		
	カネディアン・アカデミイ	兵庫県		
	聖ミカエル国際学校			
地方自治体	マリスト・プラザーズ・インターナショナルスクール	オンライン	オンライン	
	愛知県 県民文化局 県民生活部 社会活動推進課 多文化共生推進室			
	兵庫県 企画県民部 管理局 教育課、産業労働部 国際局 国際交流課			
	群馬県 大泉町 企画部 多文化協働課			
支援団体等	岐阜県 美濃加茂市 市民協働部 地域振興課 多文化共生推進室	岐阜県	オンライン	
	NPO法人 美濃加茂国際交流協会	岐阜県	オンライン	
	NPO法人 外国人医療センター	愛知県	電話	

○調査対象の概要

① 外国人学校

学校名	各種学校認可	設置主体	設立年	設置課程・在籍する子供の数 ※				外国人児童生徒の主な国籍
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	
ジェンテ・ミウダ	無	有限会社	平成15年	43	56	30	27	ブラジル
日伯学園	無	有限会社	平成8年	38	28	24	19	ブラジル
HIRO学園	有	準学校法人	平成18年	7	38	75	84	ブラジル
エスコーラ・パウロ・フレイレ瀬戸	無	個人	平成24年	4	5	4	1	ブラジル、ペルー
カネディアン・アカデミイ	有	準学校法人	昭和27年	44	196	162	167	米国、韓国、中国、欧州、インド
聖ミカエル国際学校	有	準学校法人	昭和44年	26	140	-	-	インド、米国、中国、韓国
マリスト・ブラザーズ・インターナショナルスクール	有	準学校法人	昭和32年	43	135	85	64	インド、オーストラリア、韓国、米国

※令和3年5月1日時点（ジェンテ・ミウダと日伯学園は4月1日時点）。

② 地方自治体の概要

自治体名	部署名	人口 ※1	うち、外国籍 の人数	人口に占め る外国籍の 割合 (%)	うち、外国籍 の子供の数 (20歳未満)	うち、外国籍 の子供の数 (15歳未満)	自治体内外 国人学校数 ※2	
愛知県	県民文化局 県民生活部 社会活動推進課 多文化共生推進室	7,558,872	266,962	4	39,898	30,199	23 (11)	
兵庫県	企画県民部 管理局 教育課、 産業労働部 国際局 国際交流課	5,523,627	113,349	2	11,031	7,932	12 (0)	
群馬県 大泉町	企画部 多文化協働課	41,718	7,860	19	1,736	1,305	2 (2)	
岐阜県 美濃加茂市	市民協働部 地域振興課 多文化共 生推進室	57,304	5,266	9	1,205	941	1 (0)	

※1 住民基本台帳に基づく（令和3年1月時点）。

※2 都道府県から文部科学省に報告のあったもの（令和3年5月時点、休校中のものを含む）。括弧内は、うち認可外施設の数。

③ 支援団体等の概要

団体名	所在地	設置形態	設立年	活動内容
美濃加茂国際交流協会	岐阜県 美濃加茂市	NPO法人	平成3年	外国人の学習支援、日本語教室の開催等を通じて、多文化共生に資する活動を実施。
外国人医療センター	愛知県 名古屋市	NPO法人	平成10年	在日外国人を対象とした医療支援を実施。（外国人への医療機関の紹介、健康相談会の実施等）

○インタビュー調査の結果概要

インタビュー調査項目に対する調査結果の概要は以下の通り。

①外国人学校

(ア) 子供・教職員の保健衛生の確保のために普段行っている取組

(新型コロナウイルス感染症対策を含む)

- ・ 健康診断について、地域の医療機関や地方自治体の事業を活用した定期的な健康診断や、独自の簡易的な健康観察を実施している学校がある一方、実施していない学校もある。健康診断の内容及び頻度は、実施費用や授業時間の確保等、各学校の事情により様々である。なお、健康診断を実施していない理由として、費用面の課題が挙げられた。
- ・ 保健衛生対策について、手洗い・マスク着用の推奨や、新型コロナウイルス感染症を題材とした保健教育を行うなどの取組が見られる。保健衛生対策の取組に当たり、文化的背景に起因する課題を感じていると回答した学校も多数あった。

(イ) 保健衛生対策の実施体制及び責任者・担当者

(学校医等の外部の保健衛生の専門家への相談も含む)

- ・ 保健室が整備されていた学校はいずれも各種学校認可を受けた学校であった。一方、保健室を設けていない学校は認可外施設に多かった。
- ・ 保健衛生の専門家の配置について、学校医や常勤のヘルスオフィサーのような役職を配置していると回答のあった学校が複数あった。このような学校の中には、日本や海外の保健衛生マニュアル等を参考に、独自の保健衛生に関する基準を設けている学校もあった。
- ・ 校長や事務局長、日本語を話すことのできる教員等が保健衛生対策の責任者を担当している場合もあった。そのような場合でも、地域の医療機関と連携して専門的な知見に基づく相談体制を構築したり、職員が資格を取得したり講座を受講して子供の健康管理を担当するなどの取組が見られた。

(ウ) 政府、地方自治体、NPO等の支援団体との関わりや連携・支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策について、文部科学省のメールマガジン等の政府からの情報発信を受け取っていない場合でも、地域の保健所や地方自治体と連携して保健衛生対策に取り組んでいる学校が多数あった。特に地方自治体からは、認可外施設を含め、新型コロナウイルス感染症対策に関わる対応方針の周知や訪問調査、衛生用品の提供等の支援を得ている学校が多くあった。
- ・ NPO等の支援団体からの支援状況については、地域の医療機関、国際交流協会、大使館・総領事館、大学、宗教系の支援団体、医療財団を含む様々な団体から支援を受けている。支援の内容としては、医療通訳の派遣、衛生用品の購入のための寄附、衛生用品の支給等が挙げられた。
- ・ 学校間の連携として、日本インターナショナルスクール協議会（JCIS）及び在

日ブラジル学校協議会（AEBJ）を通じて情報交換が行われているとの回答があった。ただし、学校間での保健衛生に関する情報交換の機会は限られており、1条校向けの情報も知りたいという意見もあった。

(エ) 外国人学校において保健衛生対策を講じる際の課題

- ・特に認可外施設においては、場所・人員・予算の不足から、必要と認識しつつも、保健室の設置や健康診断の実施ができていない学校もあった。それ以前の問題として、十分な教室のスペースがない、運動場や体育館等の運動施設がないなどの課題を抱えている学校もあった。
- ・健康保険への加入状況次第では、外国人学校に通う子供が、家庭で必要な医療が受けられない懸念があるとの意見があった。
- ・地方自治体が提供している新型コロナウイルス感染症対策等に関連した情報が日本語のみである場合には、日本語のできる教職員が翻訳し他の教職員や保護者に提供していることがあるため、多言語対応等、情報発信の方法について改善を望むとの意見があった。
- ・多言語対応が可能な医療機関の情報が不足しているといった意見や、外国人学校における保健衛生に関する対応についての相談窓口があるとよいという意見があった。

(オ) 保健衛生に関して政府や地方自治体に実施を希望する項目

(外国人学校の保健衛生環境に関する基準・ガイドラインの作成を含む)

- ・地方自治体における地域医療について、無料の健康診断の実施や学校医による支援を受けられるようにしてほしいとの要望があった。
- ・外国人学校で保健衛生対策に取り組むために、教職員が必要な情報を入手し、専門知識を身に付ける場が限られているため、外国人学校の教職員向けの研修を行うことが有効であるとの意見があった。
- ・外国人学校向けの保健衛生に関する基準やガイドライン等は有益であるとの意見が多くあった。ただし、財政面・人材面に制約のある外国人学校であっても、その実情に合わせて活用可能な内容にすることが重要であるとの意見があった。

②地方自治体

(ア) 認可外施設を含む外国人学校やそこに通う子供に関する実態の把握

(保健衛生も含む)

- ・都道府県では、所管する各種学校の運営状況に関する調査や独自の調査、市区町村からの情報提供、ネット上の情報等の様々な手段を通じて、学校の実態把握に努めている。ただし、特に認可外施設については、連絡を取ることも難しく、調査を実施する法的な権限もないため、実態を把握するための手段が限られるとの意見があった。
- ・市区町村においては、地域の外国人口コミュニティ等を通じて、認可外施設を含む外国人学校の実態の把握に積極的に取り組んでいる事例があった。

(イ) 外国人学校やその他の外国人コミュニティに対する情報提供

- ・ 都道府県においては、地域の国際交流協会や大使館・総領事館を通じた情報発信や、複数の関係部局で連携して外国人学校等への情報提供に取り組んでいる事例があった。
- ・ 市区町村においては、上記に加えて、地域の外国人コミュニティに精通するキーパーソンや教会、外国人を多く雇用する企業、役所を訪れた住民等、より地域に密着した多様な方法で情報提供を行っている事例があった。

(ウ) 外国人学校の保健衛生対策の支援に関する取組

- ・ 愛知県では、これまで保健衛生対策の支援に関する取組は行っていないが、県が実施する外国人学校に関する調査において、健康診断の実施状況等の実態把握に努めている。
- ・ 兵庫県では、外国人学校の担当部局が外国人学校からの各種相談への対応や指導助言を行っているが、保健衛生に関する質問は受けたことがないとのことだった。新型コロナウイルス感染症対策に関しては、外国人学校に対して独自の予算措置を行っている。
- ・ 群馬県大泉町では、ブラジル人ボランティア等と連携し、外国人学校における健康診断を実施している。心臓検査も含む健康診断を実施し、保護者向け保健指導講座も開催している。健康診断の実施においては、町からの会場の提供、公立校からの備品の貸与等の工夫により、経費の低減を図っている。
- ・ 岐阜県美濃加茂市では、外国人学校が健康診断を実施する際、体重計等の備品を貸し出して協力している。また、新型コロナウイルスに感染した場合にどのような症状が現れるか、感染予防のためにどのようなことが必要かについて動画や啓発チラシを作成し、外国人学校も含めた外国人に対して普及啓発を図っている。

(エ) 外国人学校の保健衛生対策の支援に関する課題

- ・ 地域間格差が生じないよう、全国的な保健衛生のガイドラインや方向性を示す必要性があるとの意見があった。外国人学校がガイドライン等に対応するために政府や地方自治体がどのような支援を行うかが課題であるとの意見があった。
- ・ 地方自治体において外国人学校の保健衛生対策を支援する場合は、どの部局が主導して取り組んでいくかという点で課題があり、各種学校の主管部局・多文化共生の担当部局・保健担当部局等の間で連携して取り組む必要があるとの意見があった。
- ・ 外国人学校や外国人コミュニティにおいて、母国の文化的背景等により、感染症対策や保健衛生対策の必要性への認識が異なる場合もあり、外国人学校への情報発信や支援を行う上で課題になっているとの意見があった。

(才) 外国人学校の保健衛生の確保に向けた他の機関との連携

(国、地方自治体、NPO 等の支援団体等)

- ・ 都道府県では、都道府県の国際交流協会や各種学校の所在している市区町村と、外国人学校の保健衛生の確保に向けた協力・情報共有は行っているものの、都道府県の保健所等の保健担当部局や市区町村の国際交流協会及び保健所等とは日常的なやり取りは実施できていないとの意見があった。
- ・ 市区町村では、県内の他の外国人集住都市の外国人支援団体や国際交流協会と連携した外国人コミュニティの支援等を行っている事例や、都道府県と、外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の実施や感染者の情報共有において協力している事例があった。

③ 支援団体等

(ア) 外国人学校の保健衛生対策等の支援に関する取組

- ・ 調査対象の二つの支援団体において、外国人学校における健康診断の実施について支援を行っている。
- ・ 美濃加茂国際交流協会では、県の指導のもと、認可外保育施設における健康診断の実施に向けて、かかりつけ医を紹介するとともに、年1回の多言語に対応した健康診断が実施されていることを確認している。
- ・ 外国人医療センターでは、外国人学校での健康診断への支援に加え、多言語対応可能な医療機関の紹介、外国人を対象とした健康相談会の実施等の支援を行っている。

(イ) 認可外施設を含む外国人学校の把握・情報提供

- ・ 美濃加茂国際交流協会では、認可外保育施設の設立支援を通じて、そこに通う子供の状況の把握や就学支援、市の担当者との情報共有を行うとともに、SNS等を通じて外国人学校に対して情報提供を行っている。
- ・ 外国人医療センターでは、外国人学校に対し、SNSを活用して健康診断等の情報を伝えるなどの取組を行っている。

(ウ) 外国人学校への保健衛生の支援に関する課題

- ・ 支援を実施するに当たり、母国の文化的背景により、外国人学校の健康保健衛生への認識や状況が大きく異なることが課題であるとの意見があった。
- ・ 支援を実施するに当たり、都道府県からの支援が得られる場合もあるが、寄附金や会費を原資として限りある会員やボランティアによって支援が成り立っている場合もあり、活動の継続性の確保に課題があるとの意見があった。特にレントゲン検査を含む精密な健康診断の実施はより多くの費用がかかるため、無料で実施することが難しいとの意見があった。

(エ) 外国人の保健衛生の確保に向けた他の機関との連携

(国、地方自治体、NPO 等の支援団体等)

- ・ 美濃加茂国際交流協会は、美濃加茂市多文化共生課と同じ建物・同じフロアにあり、日頃から密接に情報共有を行っている。
- ・ 外国人医療センターでは、健康診断の実施に当たり、地域の保健医協会、医師会・歯科医師会等の団体と連携しながら行っている。なお、行政との意見交換等の機会はあるものの、必ずしも十分な協力関係は構築できていないとの意見があった。

3. 課題

有識者会議での議論や2（4）及び（5）の調査結果を通じ、外国人学校の保健衛生について、（1）外国人学校及び外国人学校に通う子供の把握に関する課題、（2）外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際に生じる課題、（3）外国人学校が保健衛生環境対策を講じる際の支援体制に関する課題といった、3つの課題が明らかになった。

この3つの課題を踏まえ、有識者会議での議論を以下のとおり整理した。

（1）外国人学校及び外国人学校に通う子供の把握に関する課題

- ・ 外国人の子供の就学促進や就学状況の把握のために、文部科学省が地方公共団体が講ずべき事項を示した指針には、教育委員会や首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局、各種学校担当部局等）、NPO等の支援団体との連携が重要であるとされている³。これら多くの機関との連携による子供の把握を通じて、認可外施設の把握が可能であると考えられる。
- ・ 地方自治体の国際交流部局には、外国人コミュニティへの連絡手段が存在する場合があり、そこから子供の把握が可能な場合もある。文部科学省や教育委員会経由では、子供の把握が困難な状況にある場合においても、国際交流部局と外国人コミュニティの関係性を活用しながら、いかに学校保健を支援できるのかという観点について検討することも考えられる。
- ・ 子供の就学実態調査の結果や出入国管理記録等から外国人の子供の状況を把握することも考えられる。
- ・ それぞれの外国人学校の体制や運営、普段関わりのある関係機関等について、丁寧に把握することが重要である。
- ・ 言語・文化的な背景から周囲の環境になじめないという理由で公立の1条校をやめ外国人学校に通う子供の把握も大切である。

³ 外国人の子供の就学状況の把握に関して、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2年7月1日 文部科学省）において、教育委員会が「首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）や外国人の支援を行うNPO等の団体と連携し、学齢簿の編纂にあたり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を把握・管理する」取組を推進する必要がある旨が記載されている。

(2) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際に生じる課題

① 外国人学校の状況・体制

- ・ 家庭内の状況や言語の問題等の様々な事情により、外国人学校に通う子供たちは健康上のリスクが比較的高い可能性があることに留意する必要がある。
- ・ 外国人学校によっては、予算や人材等の制約により、日常的な保健衛生についての十分な対応が難しい場合や、行政からの支援が、受け取る学校側の事務処理能力を越えている場合もあるため、各外国人学校の実情を認識する必要がある。
- ・ 外国人学校に、保健室や学校保健の専門職（養護教諭・学校医・学校歯科医・学校薬剤師を含む）の配置や活用を促進する場合には、その必要性を周知することにあわせ、外国人学校の特性を踏まえつつ、現実的な体制をどのように構築していくのかについても示す必要がある。
- ・ 外国人学校における保健衛生対策を進めるため、教職員が保健衛生対策等の必要な情報を入手し、専門知識を身に付けるための教職員向けの研修を行うことも重要である。
- ・ 外国人学校は、授業料や民間企業及び市民等からの寄附に頼っているため、財政面での限界があり、保健室の設置や保健衛生の専門職の配置等を義務付けることは、負担が大きいことに留意する必要がある。
- ・ 外国人学校において、各種学校認可による税制優遇措置が十分に活用され、また企業等からの寄附が得られやすくなるよう、その制度の内容や手続について、より周知するとともに、外国人学校の状況も踏まえつつ、対象となる学校の拡大等も含め、更に活用できるよう検討を進める必要がある。

② 外国人学校における保健衛生環境に関するガイドライン等の考え方

- ・ 学校保健安全法は、学校教育法の一部の規定を具体的に法定するために、1条校についての学校保健や学校安全について定めた法律であり、1条校に位置付けられていない教育施設への適用は想定されていない。また、学校保健安全法の条文の中には、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、（中略）保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」との規定がある（第5条）。その内容は、非常に多岐にわたるため、専門的な知見が必要となるなどの事情から、一定の規模、水準を有する教育施設である専修学校へは準用さ

れているが、各種学校は対象外となっている。このような観点から、外国人学校に一律に学校保健安全法を適用することは難しいものの、外国人学校においても、その特性を踏まえつつ、例えば、1条校に適用される学校保健安全法の目的や理念を踏まえつつ、健康診断や環境衛生検査等の保健衛生対策を可能な限り講じるなど、1条校に準じた取組ができることが望ましい。

- ・平常時における一般的な保健衛生対策の実施に当たっては、1条校と同じ基準を外国人学校が実施することは難しいため、外国人学校向けの保健衛生に関するガイドライン等を策定することが必要である^{4,5}。ガイドラインの策定に当たっては、多様な外国人学校が存在することを考慮するとともに、各学校がガイドライン等をもとに自主的に取り組むべき事項について検討することが望ましい。
- ・外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たっては、文部科学省が順次改訂している「学校における衛生管理マニュアル」を、各学校の実情に合わせて活用することが有効と考えられる。
- ・ガイドライン等を踏まえた取組を進めるため、政府や地方自治体を含む関係機関が果たすべき役割を整理し、各機関の連携のもと、保健衛生対策を図っていくことが必要である。
- ・保健衛生に関するガイドライン等を示すだけでは、外国人学校が継続的に取り組むことは難しい。このため、外国人学校や地方自治体を含む関係機関を対象とした広報や啓発、研修の実施を通じて、保健衛生対策に取り組む意義を理解してもらうとともに、ガイドライン等の活用を促すことも有効であると考えられる。

③ 適切な情報の入手・活用

(ア) 情報の入手について

- ・外国人学校への情報提供ルートについては、地方自治体から外国人学校への情報提供ルートのみではなく、外国人学校同士のネットワーク、及び保護者間の口コミや外国人口コミュニティ、さらには外国人を多く雇用する企業等、様々な情報提供ルートの効果的な活用が重要であり、保健衛生に関する情報を外国人にも分かりやすいように翻訳し伝達する仕組みの構築が大切である。
- ・新型コロナウイルス感染症対策においては、家庭内での対策も重要であり、

⁴ ガイドラインの策定に当たっては、学校保健安全法も参考とすることが望ましい。

⁵ 例えば、水や空気等の衛生環境については検査しなければ分からぬいため、外国人学校における保健衛生に関する検査の在り方についても検討する必要がある。

外国人の保護者は情報が入手しづらい状況に置かれている場合もある。保護者に対する保健衛生に関する情報提供も積極的に実施することが重要である。

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した情報が必ずしもきめ細やかに本国から届くわけではない。また、各種学校に認可されている外国人学校であれば地方自治体等からの情報が得られるが、認可外施設の場合は地方自治体等からの情報が必ずしも得られるわけではないため、情報から隔離されるおそれがある。
- ・外国人学校向けの保健衛生対策に関する情報が集約された多言語のプラットフォームがあれば、それぞれの学校において保健衛生対策に活用するに当たり、外国人学校が自ら信頼できる情報をより容易に入手することが可能になる。

(イ) 情報の活用について

- ・海外と日本の文化の違いを念頭に置くことが大切である。
- ・我が国で重要とされている取組が外国においては学校で実施することが求められていない場合もあることから、外国人学校に適切な情報を届けるため、どのような情報が必要か、外国人学校のニーズを把握する必要がある。
- ・1条校向けの保健衛生に係る既存の資料について、概要を英訳しているのはよいが、加えて、例えば消毒液の希釀の仕方等、日々の生活に生かすことができる具体的な情報も翻訳し提供することが必要である。
- ・外国人学校の運営を円滑に行う上で、日本語の壁が存在する場合がある。保健衛生に関する情報を収集したり地方自治体とやりとりする際に、日本語で意思疎通を図ることができる外国人学校の教職員が増えると、より効果的な対策を講じられるようになることが見込まれる。このため、外国人学校の教職員に対する日本語教育も重要である。
- ・多言語翻訳した資料も含め、これまで多くの情報発信が行われている。しかし、日本語の資料については、必要な情報がどこにあるのかを把握し、その中の重要な点を理解することに課題がある外国人学校もある。このため、文書の重要度の明示や、やさしい日本語の活用等を通じ、外国人学校にとって分かりやすい資料を作成することが望ましい。

④ 新型コロナウイルス感染症対策等の課題

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施するには、各外国人学校による対応だけでは限界がある。
- ・スクールバスにおける感染症対策も重要な問題である。
- ・外国人が新型コロナウイルスに感染した際に差別や風評被害を理由に地域から孤立する事態を防止するため、新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施している外国人学校や地方自治体の取組等について積極的に情報発信等を行う必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症は、換気や衛生環境も含めた保健衛生対策の重要性を再認識する機会になった。さらに、将来に備えて、外国人学校における感染症対策や、平常時の一般的な保健衛生の取組を考える必要がある。

(イ) 心のケア等について

- ・外国人学校において感染が確認された場合においても、地域において外国人学校が孤立することがないよう、心のケアや誹謗中傷に適切に対応することが大切である。
- ・養護教諭は健康問題を含め子供の様々な問題に深く関わっており、外国人学校の子供の心のケアや心身に係る問題の早期発見等に関しても、役割を果たすことが期待される。
- ・外国人学校にも特別な支援を要する子供があり、また、言語・文化的な背景から思春期における心の問題やアイデンティティの確立に困難を抱える場合もあり、そういった子供を支援するための臨床心理士等の心理の専門家の役割も重要である。
- ・外国人学校に通学している子供たちは、日本での生活を続けていくことや、将来の進路について不安を抱えており、ロールモデルとなる先輩の外国人の話を聞く機会を設けることなども有効であると考えられる。
- ・外国人学校における心のケアについては、既存の1条校向けのマニュアル等を翻訳して利用することも考えられる。

(3) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際の支援体制に関する課題

① 地方自治体と外国人学校との関係

- ・外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策については、各種学校・認可外施設ともに、相対的に政府よりも地方自治体からの情報提供等の支援を利用している場合が多いといえる。このため、効果的な対策を講

じる際には、外国人学校がより身近に情報に接している地方自治体との協働が重要である。

- ・ 外国人学校やその子供に対する保健衛生対策の実施状況は、地方自治体や外国人学校間の差が大きく、地方自治体からの自主的な取組や、外国人学校からの支援の求めによるのみではその差がさらに拡大する可能性がある。その改善のために、政府が地方自治体に対して全国的な保健衛生に関する方向性やガイドライン等を示す必要がある。
- ・ 地方自治体における外国人学校の保健衛生に関連する部署は多岐にわたり、外国人学校からの相談に対して迅速な対応が困難な場合がある⁶。そのため、各地方自治体においても外国人学校の保健衛生対策に関する窓口を担う担当部署を明確化すべきである。
- ・ 行政部局においては頻繁な人事異動があるため、地方自治体の担当者との継続的な関係構築が難しい場合もある。また、施策の実効性についても、担当者の理解度や意識が大きく影響する。
- ・ 地方自治体と地元の外国人学校との間で継続的に良好な関係を築くためには、地方自治体の関係部局の連携の下での支援体制の構築や、ニーズを予測した支援、日頃からの対面でのやりとりも効果的である。
- ・ かかりつけ医の整備・活用促進のため、外国人学校とかかりつけ医となつた医療機関との間の連携において情報提供以上の対応の有無を調査したり、外国人学校・子供と医療機関の橋渡しのため通知を発出したり、多言語対応の医療機関リストを外国人学校と家庭の双方に情報提供し、幅広く活用できるようにした地方自治体がある。
- ・ 外国人学校が保健所等へ情報提供や技術的助言を求めて得られない場合がある。このため、外国人学校を含め、外国人の子供の健康の確保のためには、地域保健の枠組みを意識した対応も必要である。

② 外国人学校に対する広域的支援の観点

- ・ 都道府県・市区町村をまたいで通学する子供が多数存在するため、広域行政・広域的な観点が必要である。
- ・ 養護教諭等の専門職を広域で配置し、外国人学校の保健衛生対策について巡回指導を行うなどの支援方法も考えられる。また、多言語での対応も想定されることから、オンライン等を通じた遠隔での対応も有効であると考

⁶ 外国人学校の保健衛生に関連する地方自治体の部署として、例えば、各種学校主管部局（外国人学校の設置認可等）、国際交流部局（国際交流や多文化共生等）、福祉部局（感染症対策や医療機関との連携等）、教育委員会（1条校との連携）等が挙げられる。

えられる。

- ・広域から通学する子供が多い場合、かかりつけ医の措置等について、外国人学校の所在地からの支援だけでよいのかについて、改めて考えることも必要である。
- ・支援に当たっては、地方自治体のみならず、外国人に対する支援や子供の保健衛生等に関して活動しているNPOや研究者、外国人を多数雇用している民間企業、外国人コミュニティ等、多様なステークホルダーとの連携を通じて支援や情報発信を図ることが重要である。
- ・地方自治体や外国人学校は、外国人の患者を受入れ可能な地域の医療機関について、日頃から情報共有することが重要である。また、外国人学校が医療機関に直接連絡するよりも、地方自治体やNPO等がつなぎ役となって相談する方が円滑に対応できる場合もあると考えられる。

③ その他

- ・健康に対する価値観は、それぞれの国によって異なる。よりよい保健衛生環境の実現のため、行政と外国人学校が十分な対話を行い、施策を共に創るという考えが重要である。
- ・支援ばかりではなく、まずは連携が必要であり、どのような機関と連携すればよいかという視点が必要である。加えて、今回実施した保健衛生に係る実態調査において回答のなかった外国人学校と地方自治体が交流を持ち、その後どのように協力していくのかを考えることが重要である。学齢簿による外国人の子供の就学状況の一体的な把握といった具体的な内容から、お互いがどのように協力できるかを考えることも大切である。
- ・外国人学校における学校医等の専門家の巡回診断等を実施するためには、地域の医師会や医療機関、及び養護教諭や臨床心理士等を含む専門家に対して、広報及び研修等を通じて外国人学校の保健衛生の現状や対策の必要性について理解してもらうことが必要である。
- ・外国人学校の各種学校認可の権限は都道府県にある一方、市町村とつながりが深い場合が多い。外国人学校との共創による課題解決に向けた地方自治体担当者の意識の向上と、外国人学校側による地方自治体に対する理解促進の両方が重要である。
- ・外国人学校の保健衛生環境の向上のための外国人学校が自ら取り組むことが望ましい事項についても検討することが必要である。

4. 今後の方針性

これまでの調査結果や課題の整理等を契機として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、保健衛生環境の改善に向けて、外国人学校における保健衛生環境の実態把握の方法や、その支援の在り方等について、丁寧に整理・検討していく必要がある。

また、2の現状及び3の課題を踏まえ、外国人学校の特性等も含めた様々な視点を持ちながら、政府や地方自治体、外国人学校等が連携しつつ、中長期的な見通しをもって、速やかに対策を講じていくことが必要である。

なお、対策を講じる上では、行政から外国人学校への一方通行の支援ではなく、行政と外国人学校が施策を共に創るという考え方を持つこと（3（3）③）や、心のケアや誹謗中傷対策を含めた様々な課題に対応するための養護教諭や臨床心理士等を含む専門家との協働の観点（3（2）④）が不可欠である。

これらを踏まえ、以下のとおり（1）速やかに対応すべき項目、及び（2）中長期的に取り組むべき項目に分類し、各々における今後の方針性を整理した。

（1）速やかに対応すべき項目

① 適切な情報発信

- ・ 外国人学校に対する全国的な情報発信窓口の設置、外国人学校向けのホームページやSNSアカウントの運営、資料の多言語翻訳等、外国人向けの保健衛生対策に関する情報を集約して一元的に発信することのできる多言語のプラットフォームを整備することで、外国人学校に対して効果的な情報発信が可能になる。（3（2）③）
- ・ 特に多言語翻訳については、例えば「学校における衛生管理マニュアル」を、概要に加えて、日頃から活用できる具体的な情報も併せて翻訳し、外国人学校に提供するなどの対応を速やかに実施すべきである。（3（2）③）
- ・ 外国人学校が多くの情報の全てを処理することは困難な場合もあるため、情報発信に当たっては、資料の重要度を明示することややさしい日本語を活用するなど、外国人学校が必要とする情報を得られやすくなる工夫が求められる。（3（2）③）
- ・ 地方自治体のみならず、外国人学校同士のネットワークや、NPO・民間企業、外国人コミュニティ等の多様なステークホルダーを通じた情報発信が可

能な体制を整備する必要がある。(3 (2) ③)

② きめ細やかで効果的な支援

- ・ 外国人学校の保健環境衛生の改善のためには、地方自治体と外国人学校との間で関係を構築し、必要な支援を行うための体制構築を行う必要がある。(3 (3) ①)
 - ・ 外国人学校と一定の協働体制がとられている都道府県や市町村が存在することから、これらの取組を支援し好事例として全国展開することにより、各外国人学校や各地方自治体の実情に合わせた取組事例を増やし、保健衛生環境の改善のために必要なノウハウを蓄積すべきである。(3 (3) ①)
 - ・ 外国人学校の中には、広域から子供を受け入れている等の理由により、特定の地方自治体との関係構築が難しい外国人学校も存在する。こうした学校における保健衛生対策を促進するため、保健衛生に係る相談・助言機能と情報発信機能を併せ持つ全国的な窓口の設置を通じて、外国人学校が専門家とコミュニケーションをとれる機会の提供や情報発信等を行うとともに、それらを通じてノウハウの蓄積につなげる必要がある。(3 (3) ②)
 - ・ 外国人学校に対して一体的な対応を行うため、外国人学校の保健衛生対策に関する窓口を担う担当部署や、地方自治体が果たすべき役割を、各地方自治体において明確化すべきである。(3 (3) ①)
 - ・ 外国人学校における保健衛生や感染症対策を進める上で、外国人の患者を受入れ可能な医療機関と関係性を構築することが有効である。そのため、地方自治体やNPO等の支援団体と外国人学校との間で、地域における医療機関に関する情報共有が行われるよう促進することが重要である。(3 (3) ②)

③ 外国人学校の現状を踏まえた取組の促進

- ・ 外国人学校の中には、母国の文化的背景等により感染症対策や保健衛生対策の必要性への認識が異なる場合もあることから、情報発信を行うだけでなく、保健衛生の専門家による個別相談や、教職員に対する研修等もあわせて実施することで、より効果的な保健衛生の取組を促進すべきである。(3 (2) ②)
 - ・ 各種学校認可や寄附に関する制度について地方自治体や外国人学校に周知

するとともに、外国人学校の状況も踏まえつつ、対象となる学校の拡大等も含め、更に活用できるよう検討を進め、外国人学校における保健衛生環境に関する取組の活性化を図る必要がある。(3 (2) ①)

④ 新型コロナウイルス感染症対策等の課題への対応

- ・ 新型コロナウイルスの感染の再拡大に備える観点から、政府において、新型コロナウイルス感染症対策に関して、「学校における衛生管理マニュアル」の多言語翻訳や、メールマガジンややさしい日本語のホームページ等を通じた情報発信を継続し、地方自治体や外国人学校等における対策の実施を引き続き支援すべきである。(3 (2) ④)
- ・ 地方自治体においては、外国人学校における新型コロナウイルスの感染状況の把握に努め、関係部局が連携し、地域と外国人学校の実情に応じたきめ細やかな対策の支援を行うべきである。(3 (2) ④)
- ・ 外国人学校における心のケアの促進に向けて、1条校向けの既存のマニュアルを活用しながら、外国人学校の教職員に対して啓発することが重要である。(3 (2) ④)
- ・ 外国人学校における心のケアを実施するに当たっては、外国人学校特有の背景や課題について、臨床心理士等の心理の専門家や養護教諭等を対象とした 研修等の実施を通じて、理解を促進することも重要である。
(3 (2) ④)

(2) 中長期的に取り組むべき項目

① 外国人学校の保健衛生対策に係る方向性の提示

- ・ 外国人学校は、地域の実情に応じて外国人の子供の学びに一定の役割を果たしていること踏まえ、平常時における一般的な保健衛生対策の実施に向けて、認可外施設も活用可能な外国人学校向けの保健衛生に関するガイドライン等の具体的なあり方について今後検討していくべきである。検討に当たっては、外国人学校の設置形態や施設の規模、対象となる子供の年齢が幅広いこと、外国と日本の文化の違い等も考慮するとともに、外国人学校が自主的に取り組むべき事項についても検討することが望ましい。(3 (2) ②)
- ・ ガイドライン等を踏まえた実効性のある取組の実現のために、外国人学校

が活用できる内容にするとともに、政府や地方自治体、支援団体等の関係機関が果たすべき役割や各機関の連携のあり方を明確化する必要がある。

(3 (2) ②)

- ・外国人学校の保健衛生対策の充実には、外国人学校のみではなく、地域医療や医療機関と連携し取り組んでいくことが不可欠である。そのため、地方自治体において、外国人学校の現状や支援策等について、養護教諭や臨床心理士等を含む専門家にも理解・協力してもらえるよう、地方自治体の保健部局等と連携しながら保健衛生対策について横断的に検討していくことが必要である。(3 (3) ③)
- ・言語の壁を越えて円滑な意思疎通ができる専門家の育成等については、制度的な対応も含めて時間を要することが見込まれるため、外国の事例なども含めて情報収集し、検討を進める必要がある。(3 (2) ③)
- ・新型コロナウイルス感染症の対策を通じて得られた課題や知見は、将来の感染症等への対応や平常時における一般的な健康管理等にも活用可能なものがあるため、その知見を将来に備えた継続的な保健衛生対策につなげられるように、検討を続けていくべきである。(3 (2) ④)

② 外国人学校における保健衛生に係る対応力の向上

- ・養護教諭等の保健衛生の専門職の配置や活用を促進するとともに、外国人学校においてはその負担が大きいことから、各学校の取組事例を収集しつつ、現実的な体制整備を行う必要がある。(3 (2) ①)
- ・地方自治体や NPO・民間企業、医師会等の連携のもと、外国人学校において健康診断等の実施が可能になるような体制について検討すべきである。(3 (2) ①)
- ・保健衛生対策については、保健教育等を通じて外国人学校の子供や保護者の自発的な取組を促すことも有効である。(3 (3) ③)
- ・多言語のプラットフォーム(4 (1) ①)を通じて得られた認可外施設を含む外国人学校の全国的な実態や保健衛生対策の取組状況に関する情報、地方自治体の取組への支援及び全国的な窓口(4 (1) ②)を通じて得られたノウハウ等を集約し、外国人学校や地方自治体に対して効果的に情報共有することで、これらの取組によって得られた知見を全国で活用していくことが重要である。(3 (1)、3 (2) ③)

外国人学校の現地視察結果の概要

令和3年10月12日、群馬県大泉町のジェンテ・ミウダ及び日伯学園（いずれも認可外施設）に現地視察を行った。概要は以下のとおり。

① 大泉町の状況

- ・ 製造業及び食品業を中心に外国人労働者を雇用する多数の企業が存在しており、町中にはブラジル人の経営する店舗が多く見られた。
- ・ 駅や市の施設（多文化共生コミュニティセンター）には、外国人向けの多言語での表示や資料が多く整備されており、町として外国人が暮らしやすい環境作りに取り組んでいる状況が見られた。

② ジェンテ・ミウダ

- ・ 簡易な造りの1階建ての建物2棟（部屋数9室）と2階建ての建物1棟の1階（部屋数2室）で幼稚園から高校生までの子供が学んでいる。各教室に1、2学年の子供が集まって授業を受けており教室は手狭で、子供の机の間隔を十分取ることは難しい状況であった。また、保健室や運動場、体育館等の施設・設備はなく、子供が体を動かす機会の確保が困難であるとのことだった。
- ・ 日本語でコミュニケーションが取れる教職員はいるが数名である。町の担当部局とは普段から町職員及びポルトガル語の通訳の方とコミュニケーションを取っているとのことであった。

③ 日伯学園

- ・ 町内に2か所校舎があり、2階建ての建物2棟（部屋数9室）及び1階建ての建物1棟（部屋数6室）で幼稚園から高校生までの子供が学んでいる。保健室はないが、運動場はある。
- ・ 日本語教育に力を入れており、校内には、日本語とポルトガル語を併記した手洗い等のポスターの掲示（一部は町が作成したものを活用）もあり、子供への普及啓発にも積極的に取り組んでいた。
- ・ 日本人の経営者が対外的な対応を行っており、地方自治体の担当者等とも日頃から円滑に連絡を取っているとのことであった。

追加調査における調査項目について

1. インタビュー調査項目

(1) 外国人学校

- ① 子供・教職員の保健衛生の確保のために普段行っている取組
(新型コロナウイルス感染症対策を含む)
- ② 保健衛生対策の実施体制及び責任者・担当者
(学校医等の外部の保健衛生の専門家への相談も含む)
- ③ 政府、地方自治体、NPO等の支援団体との関わりや連携・支援
- ④ 外国人学校において保健衛生対策を講じる際の課題
- ⑤ 保健衛生に関して政府や地方自治体に実施を希望する項目
(外国人学校の保健衛生に関する基準・ガイドラインの作成を含む)

(2) 地方自治体

- ① 認可外施設を含む外国人学校やそこに通う子供に関する実態の把握
(保健衛生も含む)
- ② 外国人学校やその他の外国人コミュニティに対する情報提供
- ③ 外国人学校の保健衛生対策の支援に関する取組
- ④ 外国人学校の保健衛生対策の支援に関する課題
- ⑤ 外国人学校の保健衛生の確保に向けた他の機関との連携
(政府、地方自治体、NPO等の支援団体等)

(3) 支援団体等

- ① 外国人学校の保健衛生対策等の支援に関する取組
- ② 認可外施設を含めた外国人学校の把握・情報提供
- ③ 外国人学校への保健衛生対策の支援に関する課題
- ④ 外国人学校の保健衛生の確保に向けた他の機関との連携
(政府、地方自治体、NPO等の支援団体等)

2. アンケート調査における調査項目「一般的な保健衛生等に係る対策」

- ① 保健室の有無
- ② 養護教諭の配置
- ③ 学校医の配置
- ④ 児童生徒への健康診断の実施の有無
- ⑤ 学校の衛生管理の基準の有無
- ⑥ 教職員への健康診断の実施の有無
- ⑦ 学校としての傷害保険等の民間保険への加入の有無

参考資料 1

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の 保健衛生環境に係る有識者会議の開催について

令和 3 年 5 月 25 日
大臣官房国際課長決定

1. 趣旨

我が国に在留する外国人の子供は増加傾向にあり、その中には、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）に通う子供たちも存在する。このような状況下、新型コロナウイルス感染症に対する対応を含め、我が国に在留する全ての子供の健康を確保するという観点から、子供の集団生活を前提とした外国人学校における保健衛生の確保の在り方について検討を行う有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 外国人学校における保健衛生面での課題とその改善に向けた方策
- (2) その他

3. 実施方法

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4. その他

有識者会議に関する庶務は、関係課の協力を得て、大臣官房国際課において行う。

(別紙)

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の
保健衛生環境に係る有識者会議 委員名簿

浅野明美 全国養護教諭連絡協議会 会長

村井 マルセラス 桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科 准教授

北垣邦彦 東京薬科大学薬学部 教授

倉橋徒夢 特定非営利活動法人在日ブラジル学校協議会 副理事長

佐藤郡衛 明治大学国際日本学部 特任教授

鈴木三男 浜松市企画調整部国際課長

田中宝紀 特定非営利活動法人青少年自立援助センタ一一定住外国人支援事業部 責任者

ダニエル・レイノルズ 東京インターナショナルスクール 校長

安田圭一郎 岐阜県環境生活部私学振興・青少年課長

(五十音順・敬称略)

**専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の
保健衛生環境に係る有識者会議 開催実績**

第1回 令和3年6月2日（木）

- 専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の現状について
- 今後の検討事項等について

第2回 令和3年6月23日（水）

- 外国人学校の保健衛生環境の現状について
- 有識者ヒアリング
 - ・ 鈴木三男 委員（浜松市企画調整部国際課長）
 - ・ 小島祥美 東京外国語大学多言語多文化共生センター長

第3回 令和3年7月12日（月）

- 外国人学校を対象とした新型コロナウイルス感染症対策施策について
- 有識者ヒアリング
 - ・ 安田圭一郎 委員（岐阜県環境生活部私学振興・青少年課長）
 - ・ 倉橋徒夢 委員（特定非営利活動法人在日ブラジル学校協議会 副理事長）
- 中間とりまとめ骨子案について

第4回 令和3年8月5日（木）

- 中間とりまとめ（案）について

第5回 令和3年9月29日（木）

- 外国人学校の保健衛生環境に関する令和4年度概算要求について
- 外国人学校の保健衛生に関する追加調査の実施について
- 有識者ヒアリング
 - ・ 浅野 明美 委員（全国養護教諭連絡協議会 会長）
 - ・ 北垣 邦彦 委員（東京薬科大学薬学部 教授）

第6回 令和3年10月25日（月）

- 有識者ヒアリング
 - ・ オヤンテ 村井 マ メルセデス 委員（桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科 准教授）
 - ・ 田中宝紀 委員（特定非営利活動法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部 責任者）
 - ・ 小林 米幸 氏（AMDA 国際医療情報センター 理事長）

第7回 令和3年11月24日（水）

- 有識者ヒアリング
 - ・ ダニエル・レイノルズ委員（東京インターナショナルスクール 校長）
- 外国人学校の保健衛生環境に関する追加調査の結果報告について
- 最終とりまとめ（素案）について

第8回 令和3年12月22日（水）

- 最終とりまとめ（案）について